

(4) チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、本協会加盟競技団体（以下「加盟団体」という。）で競技人口の少ない競技団体が開催するチャレンジ・スポーツ教室開催に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助の事業対象者（以下「補助事業者」という。）は、加盟競技団体で競技人口の少ない加盟競技団体とする。

(補助事業)

第3条 補助対象事業は補助事業者が開催するチャレンジ・スポーツ教室開催のための活動とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとし定額補助とする。ただし、実績報告において決算額が補助金交付額に達しない場合は、その差額を返納するものとする。

- (1) 報償費
- (2) 役務費
- (3) 需用費
- (4) 使用料及び賃借料

(事業計画書の提出)

第5条 補助事業者は、事業開始前に事業計画書を本協会会長（以下「会長」という。）に提出することとする。

- 2 会長は、提出された事業計画書を競技力向上委員会の審査に付し、その結果に基づき、補助事業者に内示を行うこととする。ただし、審査対象団体に委員の関連団体が含まれる場合には、当該委員は審査に加わらないこととする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、前条第2項の内示をもって作成した補助金交付申請書（様式1-1）を会長あてに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査の後に、補助金の交付決定を行い、申請者に対して通知するものとする。

- 2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金交付請求書は様式3のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は補助金が不当に使用され若しくは会計に不明な点があるときは、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。
- (5) 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式4-1)を添付して会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は事業運営内容が適当でないと会長が認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付している補助金があるときは、その補助金を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。
- 2 平成26年6月10日一部改正
- 3 平成27年3月12日一部改正
- 4 平成28年3月10日一部改正
- 5 平成29年3月7日一部改正
- 6 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。